

新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第8条及び新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成17年新城市教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づく小学校又は中学校の指定の変更（以下「指定変更」という。）並びに令第9条の規定に基づく区域外就学の承諾の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定変更の要件及び手続)

第2条 市内に住所を存する児童生徒の保護者であつて、指定変更の申立てをしようとするものは、指定変更申立書（様式第1）に別表第1に定める手続に必要な書類を添付し新城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申立てをする保護者に対して別表第1に定めるもののほか、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 通学経路に関する書類

(2) その他必要と認める書類

3 教育委員会は、第1項の規定による申立てについて、相当と認めるときは、別表第1に定めるところにより期間を指定して指定変更をするものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により指定変更をしたときは、その旨を指定変更通知書（様式第2）により、当該申立てをした保護者並びに規則第3条の規定により指定した小学校又は中学校の校長及び新たに指定した小学校又は中学校の校長に通知するものとする。

(小規模特認校における就学の指定)

第3条 教育委員会は、市内に住所を存する児童生徒の保護者から小規模特認校（複式学級方式を採用する小学校又は複式学級方式となることが見込まれる小学校であつて、教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）における就学を希望する旨の申立てがあつた場合において、当該児童生徒及び保護者の意向、小規模特認校の有する特色及び教育内容等を考慮し、相当と認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、指定変更をし、小規模特認校を就学すべき学校に指定することができる。

2 前項の申立てをしようとする保護者は、特認校就学申立書（様式第3）を教育委員会に提出するものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による小規模特認校を就学すべき学校に指定する場合について準用する。

(区域外就学の承諾の要件及び手続)

第4条 市外に住所を存する児童生徒の保護者であつて、令第9条第1項の規定による教育委員会の承諾を受けようとするものは、区域外就学申請書(様式第4)に別表第2に定める手続に必要な書類を添付し教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をする保護者に対して、別表第2に定めるもののほか、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 通学経路に関する書類

(2) その他必要と認める書類

3 教育委員会は、第1項の規定により提出された申請書について、内容を審査し適当と認めるときは、これを受け付けるものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により区域外就学申請書を受け付けたときは、当該申請に係る児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会と区域外就学協議書(様式第5)により協議して当該申請を承諾するときは、区域外就学承諾書(様式第6)を当該申請をした保護者に交付し、区域外就学通知書(様式第7)を指定した小学校又は中学校の校長に通知するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条及び第3条の規定による指定変更並びに前条の規定による区域外就学の承諾を受けて就学する就学予定者等の通学に要する費用は、当該就学予定者等の保護者が負担するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する要綱第3条の規定による小規模特認校における就学の指定のために必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

承諾の事由	承諾期間	手続に必要な添付書類
1 肢体不自由等、特別な教育的支援を要するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	医師の診断書等、障がいの程度を明らかにする書類及び学校長の意見書
2 不登校、いじめ等の原因により教育的配慮が必要であると認められるとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	当該学校長の意見書
3 外国人児童生徒が日本語初期指導教室『きぼう』を開設する学校、または日本語指導教室設置校への就学を希望するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	
4 転居等により、指定された学校とは別の学校への就学が適当であると認められるとき。	当該学年及び次年度の学年末まで。	
5 自宅の建替え等により、指定された学校とは別の学校が適当であると認められるとき。	当該事由の消滅まで。	建築請負契約書等及び建築予定地番が記載されている書類又は地図
6 保護者の勤務地又は自営業地の所在地の通学区域の学校への就学を希望するとき。	当該学年末まで。	在職証明書及び等が児童生徒を預かる保護者の勤務先の承諾書
7 養育する祖父母等の家への帰宅を希望する場合。	当該学年末まで。	在職証明書及び当該児童生徒を預かる祖父母等の承諾書
8 その他特別の事由があると教育委員会が認めるとき。	当該事由が消滅するまで。 ただし、小規模特認校制度により小学校を卒業する児童が、在学する小規模特認校を通学区域とする中学校へ入学を希望する場合は卒業までの期間とする。	教育委員会が必要とする書類 特認校については、希望する特認校での面談の記録が必要

別表 2 (第 4 条関係)

承諾の事由	承諾期間	手続に必要な添付書類
1 肢体不自由等、特別な教育的支援を要するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	医師の診断書等、障害の程度を明らかにする書類及び学校長の意見書
2 不登校、いじめ等の原因により教育的配慮が必要であると認めるとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	当該学校長の意見書
3 転居等により指定された学校とは別の学校への就学が適当であると認められるとき。	当該学年と次年度の学年末まで。	
4 自宅の建替え等により指定された学校とは別の学校への就学が適当であると認められるとき。	当該事由の消滅まで。	建築請負契約書等
5 その他、特別な事由があると教育委員会が認めるとき。	当該事由の消滅まで。	教育委員会が必要とする書類

様式第1（第2条関係）

年 月 日

新城市教育委員会 様

保護者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

指 定 変 更 申 立 書

次のとおり就学校を変更したいので、新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱第2条第2項の規定により、関係書類を添えて申し立てます。

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
続 柄			
就学を希望する学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第2（その1）（第2条関係）

年 月 日

様

新城市教育委員会

指 定 変 更 通 知 書

年 月 日付けで申立のありました就学校の変更については、
次のとおり承諾しましたので通知します。

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
指定変更を承諾 した学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第2（その2）（第2条関係）

年 月 日

学校長 様

新城市教育委員会

指 定 変 更 通 知 書

年 月 日付けで次の者から申立がありました就学校の変更に
ついては、次のとおり承諾しましたので通知します。

申立者氏名			
申立者住所			
児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
指定変更を承諾 した学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第3（第3条関係）

年 月 日

新城市教育委員会 様

保護者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

特 認 校 就 学 申 立 書

次のとおり特認校へ就学したいので、新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて申し立てます。

児 童 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
児 童 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
続 柄			
就学を希望する 特認校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第4（第4条関係）

年 月 日

新城市教育委員会 様

保護者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

区 域 外 就 学 申 請 書

次のとおり区域外就学をしたいので、新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
続 柄			
現 住 所			
就学を希望する学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第5第（4条関係）

年 月 日

教育委員会 様

新城市教育委員会

区 域 外 就 学 協 議 書

このことについて、下記児童・生徒の保護者より区域外就学の願出がありましたので、学校教育法施行令第9条第2項の規定により協議します。

記

児童生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
住 所			
居 住 地			
就学を希望する学校			
就学すべき学校			
期 間			
理 由			

様式第6（第4条関係）

年 月 日

様

新城市教育委員会

区 域 外 就 学 承 諾 書

年 月 日付けで申請のありました区域外就学については、次のとおり承諾します。

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
区域外就学を承諾した学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第7（第4条関係）

年 月 日

学校長 様

新城市教育委員会

区 域 外 就 学 通 知 書

このことについて、下記児童・生徒の保護者から区域外就学の届出がありました。つきましては、承諾いたしましたので通知します。

記

児童生徒 氏 名		生年月日	
保護者名		続 柄	
現 住 所			
居 住 地			
就 学 す る 学 校			
就 学 す べ き 学 校			
期 間			
理 由			